

商標法4条1項7号の法的フィルター

後発的無効理由における先願主義と公序良俗の境界線



事例研究1 テーマ5
判例体系化レポート

法的安定性・先願主義



CONMER事件の原則

社会正義・公序良俗



特段の事情がない限り、不登録事由は各号の個別要件で判断すべき。私的領域へ拡大解釈は法的安定性を著しく損なう。

しかし、先願主義を盾に取った悪質な権利取得や、社会に甚大な混乱をもたらす権利行使を防ぐ『最後の安全弁』が必要。

商標法4条1項7号

第1類型：構成自体が非道徳的・卑わい

第2類型：使用が社会公共の利益等に反する場合 **後発的無効の争点**

第3類型：他の法律で禁止

第4類型：国際信義に反する

第5類型：出願の経緯が社会的相当性を欠く場合 **後発的無効の争点**

本レポートの焦点：構成自体に問題がなくても、登録後の『使用』や『出願経緯の悪質性』が後発的に無効理由となり得るか？

出願・登録査定時

T=0

第5類型はここを見る

- 出願の動機や経緯

後発的無効の難しさ：
登録後に起きた民事紛争
(右側)の事実をもって、
適法に成立した権利(左側)を
遡って無効にできるのか？

紛争顕在化・権利行使時

T+Years

第2類型はここを見る

- 実際の使用態様や
社会への影響

後発的無効の閾値（特段の事情）

当事者間の私的紛争

- 契約解釈の相違
- 同業者間の確執
- 権利移転のトラブル

民事訴訟等で解決すべき

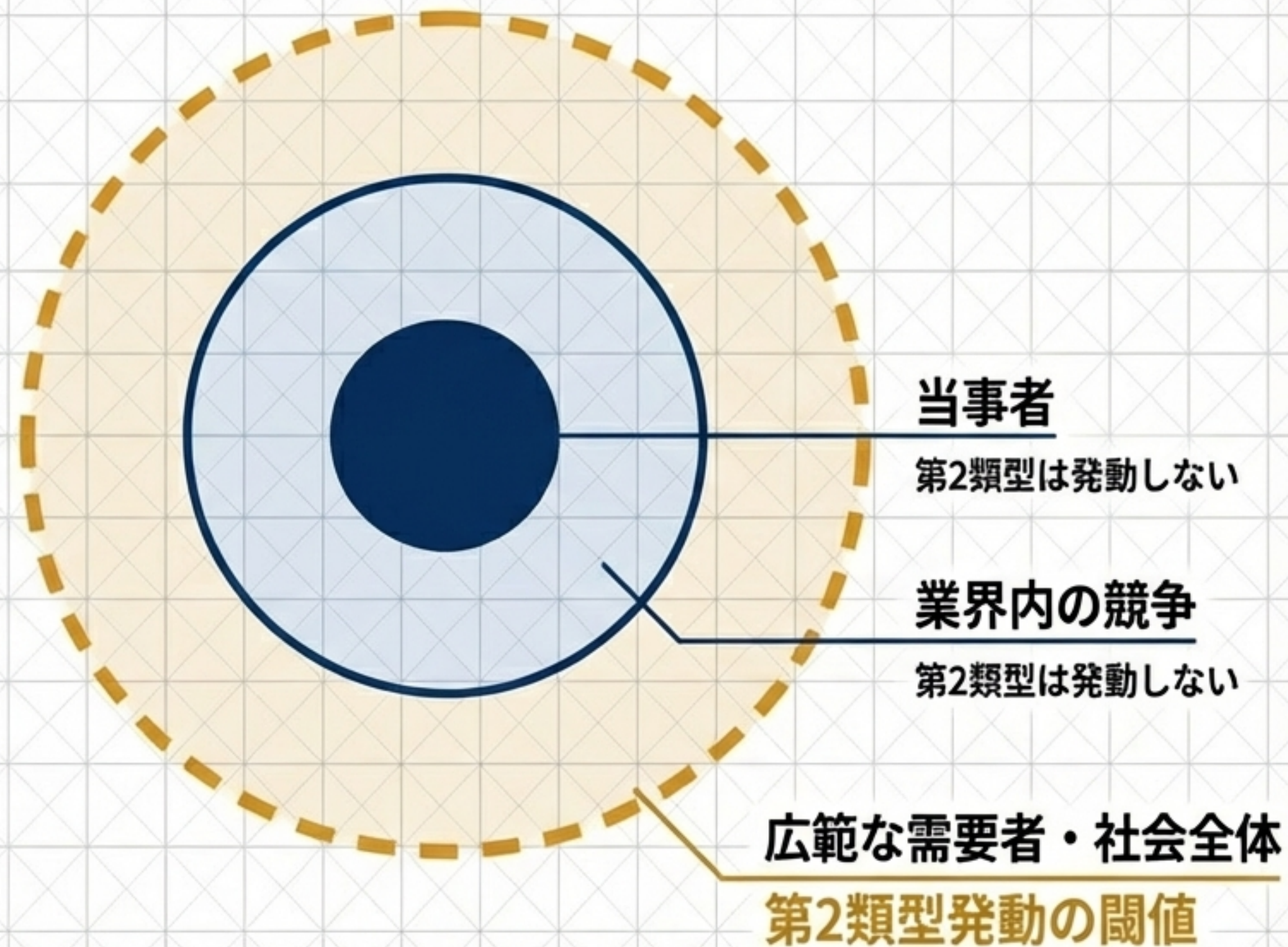
社会公共への実害

- 多数の需要者への無用な混乱
- 不当な金銭要求・恐喝的行使
- 制度の根幹を揺るがす濫用

4条1項7号適用による権利排除

第2類型の本質： 「使用」による公益侵害

商標の構成自体は無害でも、
指定商品・役務に使用すること
が社会の一般的道徳観念に
反する状態。



	「数検」事件 (H25)	「漢検」事件 (H24)	「ゆっくり茶番劇」事件 (R5)
紛争の性質	元関係者間の 契約/方針の対立	理事長による 権限外の自己名義出願	動画ジャンル名の独占
社会的影響・ 混乱の規模	当事者間の 反目に起因	多数の受検者に 多大な混乱	プラットフォーム上の 不特定多数の投稿者
悪質性・ 権利行使の態様	民事上の見解の 相違レベル	自己保身のための 差止請求	年間10万円の 不当な使用料徴収
結論	× 適用否定	○ 適用肯定	○ 適用肯定

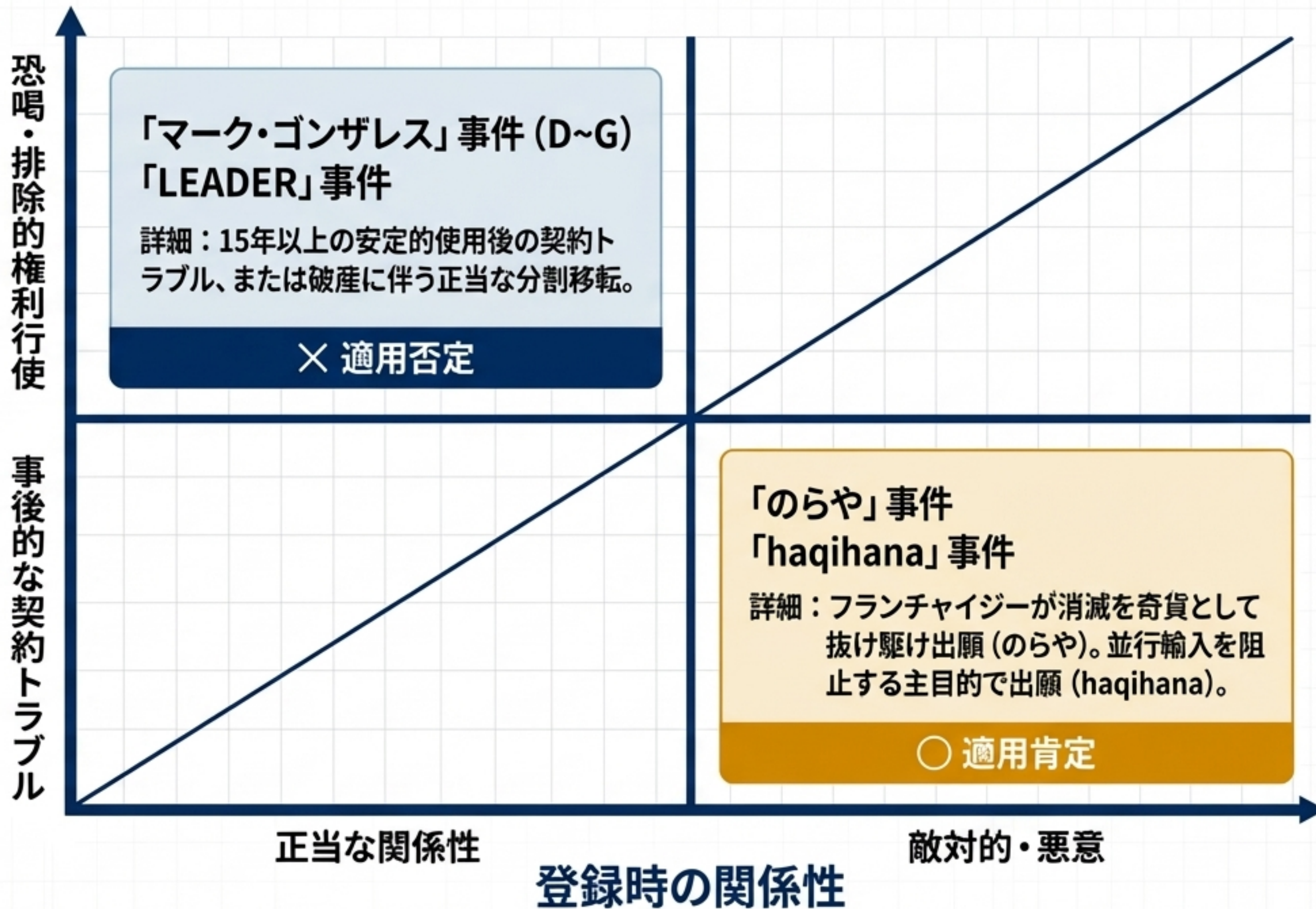
第5類型の本質：出願経緯の「著しい社会的妥当性の欠如」

他人の未登録商標の横取りなど、出願の背後にある動機や経緯が、商標法の予定する秩序に反する状態。



事後的な契約トラブル（更新や移転の対立）は『出願の経緯』ではないため、原則として第5類型での無効化は不可能。

事後的な紛争





出願時の悪意（第5類型）は、内面の意図であるため証明が難しい。実務上は、事後的な『法外な使用料請求』や『嫌がらせの差止』（第2類型的な事実）があって初めて、遡って出願経緯の異常性が認定されることが多い。両者は一連の行為の表裏である。

社会的影響の広範性

無効化の閾値超過

商標法本来の趣旨との矛盾

私的紛争からの乖離

通常の民事紛争ゾーン

悪質性・権利濫用の明白さ

これら4軸が外周に達した時、はじめて『特段の事情』として4条1項7号が発動する。

社会通念の変化と後発的無効



構成自体の変化 (第1類型)

登録時は無害でも、
後発的に隠語化・
差別的表現として
認知された場合。



法令・国際情勢の変化 (第3・4類型)

国家間の関係悪化や
他法令での使用禁止
により、事後的に
公益に反する状態に。

ただし、表現の自由・商標選択の自由との慎重な比較考量が不可欠である。

悪意ある商標権者からの警告

紛争が当事者間に留まる場合

4条1項7号の無効審判は避ける。

民事訴訟での「権利濫用の抗弁」や、不正競争防止法、契約法理で戦う。

社会的混乱が生じている場合

4条1項7号を主軸に無効審判を請求。

被害の客観的規模(受検者数、ユーザー数等)を立証し、「特段の事情」を証明する。